

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	ふじみ野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/joho_tokeika/johoseisaku/kakari/2297.html

執行機関名 ふじみ野市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱(平成17年ふじみ野市告示第36号)によるひとり親家庭等児童高校等入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(平成27年ふじみ野市条例第45号)別表第1 第5の項 ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱(平成17年ふじみ野市告示第36号)によるひとり親家庭等児童高校等入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする	第1条 この要綱は、ふじみ野市に居住するひとり親家庭等の児童(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に基づく20歳未満の児童をいう。)を対象に、高校等の入学準備金を支給し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱